

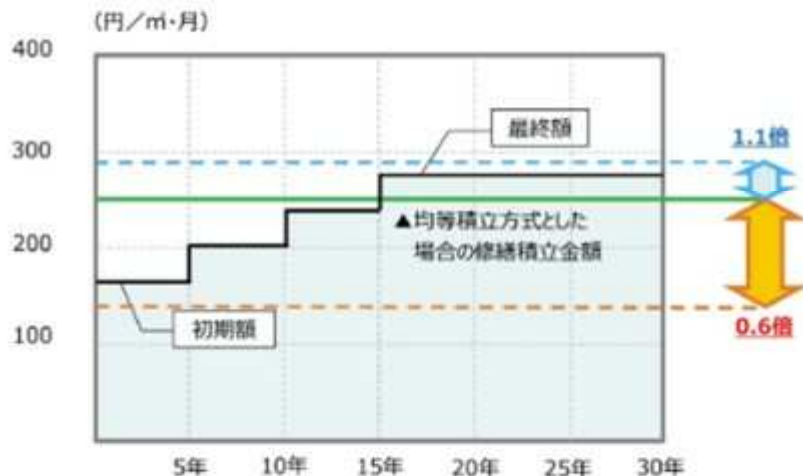
段階増額積立方式に関する基準案

管理計画認定制度の基準（案）

月々の徴収金額は、均等積立方式とした場合の月あたりの修繕積立金額を基準とした場合、

計画の初期額は基準額の**0.6倍以上** 計画の最終額は基準額の**1.1倍以内** としてはどうか。

※なお本基準の考え方や水準は、新築時のマンションを対象とした基準においても特に有効と考えられる。



出典：国土交通省HP『管理計画認定制度のあり方について』